



1. 住宅取得補助金

(1) 新築・建売住宅取得補助金

※令和8年度より加算拡充

定住人口の増加、住宅の建設促進を目的として、見附市外からの転入者及び見附市内の転居者で、新築住宅または建売住宅を取得する人に補助します。原則、新築の場合は工事請負契約前に、建売の場合は売買契約前に申請してください。

| | |
|------|--|
| 対象者 | <p>(1) 転入者 見附市立地適正化計画に定める「居住誘導区域」「地域コミュニティゾーン」に新築住宅又は建売住宅を取得する転入者</p> <p>(2) 見附市内の転居者 下記①②のいずれかに該当する人</p> <p>① 「居住誘導区域」に転居する「60歳以上世帯」（居住誘導区域内での転居は対象外）</p> <p>② 「地域コミュニティゾーン」に転居する「若者夫婦」又は「子育て世帯」（地域コミュニティゾーン内での転居は対象外）</p> <p>(1)(2) 共通要件</p> <p>① 過去にこの補助金の交付を受けたことがない人</p> <p>② 見附市に定住する意思がある人</p> <p>③ 市税の滞納がない人（転入者の場合は転入前の住所地における市区町村税の滞納がない人）</p> <p>④ 取得する住宅に門灯又は玄関灯を設置する人 （ウエルネスタウンみつけ内に建築する場合は、ウエルネスタウンみつけ住宅設計ガイドラインを満たす住宅を取得する人）</p> |
| 対象住宅 | 自己の居住の用に供し、生活するために必要な居室、台所、トイレ、浴室、玄関及び収納設備を有する延べ床面積が75㎡以上の一戸建ての住宅 |
| 補助金額 | <p>転入者（補助額最大60万円）</p> <p>基本額 40万円</p> <p>加算額①10万円：若者夫婦又は子育て世帯の場合 【対象エリア拡充】</p> <p>②10万円：市内業者との契約により住宅を取得する場合 【新設】</p> <p>見附市内の転居者（補助額最大50万円）</p> <p>基本額 40万円</p> <p>加算額 10万円：市内業者との契約により住宅を取得する場合 【新設】</p> <p>※ただし、住宅取得に要した費用が補助金額未満の場合は、住宅取得に要した費用の額を限度とする（千円未満切捨て）</p> |
| 受付期間 | 令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで |

問合せ

見附市 都市環境課 TEL:0258-62-1700(内線 163) FAX:0258-62-7062